

入院時食事療養に関する事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める基準による、入院時食事療養（Ⅰ）の特別管理を東海北陸厚生局長に届け出を行い、食事を提供しています。

なお、入院時食事標準負担額は一般 1 食550円、難病及び小児慢性特定疾病患者は 1 食330円、低所得者はそれぞれ 1 食270円（220円）、160円（130円）に減額されますのでご相談下さい。

2. 特別管理の下では、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については、午後6時以降）適温で提供しています。

3. 当院では、あらかじめ定められた日に、患者様に対して提示された複数のメニューから、患者様の好みの食事が選択できます。

なお、このサービスに関して、特別の自己負担を患者様から徴収することはありません。

ご不明な点がございましたら、受付窓口にお問い合わせ下さい。

令和 8年 6月 1日

独立行政法人

国立病院機構 七尾病院長